

	<p>員宅を訪問し、市職員と調査員で調査票を置いた場所とその付近を探したが、発見できなかった。家族が不在であったため、家族への確認を含め調査員に引き続き探すよう指示をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県担当課に連絡を行い、県統計分析課課長補佐より引き続き調査票を探すこと、紛失が確定した時点で警察に遺失物届を提出すること、25日に県担当者に状況を報告することの指示を受けた。 <p>○2月25日（火）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県担当係長へ状況を報告した。再度市職員が調査員宅を訪問し、調査員とともに調査票を探すこと等同様の指示を受ける。 ・市職員が調査員宅を訪問し、調査員とともに自宅内を探したが、調査票は発見できなかった。 ・桜井警察署に相談したところ、自宅外への持ち出しがなく自宅内での紛失では遺失物届の受理はできないと回答された。 ・県担当課に紛失の報告を入れた。 <p>○2月26日（水）～3月2日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査員（家族を含む）が引き続き自宅を捜索するが、発見できず。 ・調査員及び市職員が調査対象世帯に事情を説明し、謝罪を行う。 <p>調査対象世帯員は事情を十分に理解し、謝罪を受け入れるとともに再度調査票の記入及び回答することを了承された。</p> <p>3. 今後の対応</p> <p>統計調査の実施にあたっては、従来から調査員に対し調査書類の厳重な管理の指導を進めてきたが、今後はこれまで以上に調査書類の適正管理と個人情報保護について周知徹底及び注意喚起を行い、再発防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
資 料	なし	
ホームページ掲載	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 後日掲載	
問い合わせ先	担 当 課	まちづくり部 商工振興課
	取 材 対 応 者	まちづくり部 商工振興課
	問 い 合 わ せ 窓 口	商工振興課 0744-42-9111（内線 351・352）
そ の 他		